

## 埼玉県国民健康保険指導監査専門医設置要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、国民健康保険における保険診療の質的向上及び適正化を図るため、平成7年12月22日付け保発第117号「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」の厚生省通知に基づき、保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査を行う目的で、埼玉県国民健康保険指導監査専門医（以下「指導監査専門医」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

### (身分)

第2 指導監査専門医は、地方公務員法第3条第3項の規定による特別職の非常勤とする。

### (定数)

第3 指導監査専門医の定数は、医師1名及び歯科医師1名とする。

### (任用)

第4 指導監査専門医は、医療に関する高度な学識経験と専門技術を有し、かつ、保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査に携わるにふさわしいと認められる者とする。

### (職務)

第5 指導監査専門医は、次の各号に掲げる事務に携わるものとする。

- (1) 保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査を行うこと。
- (2) その他保険診療の質的向上及び適正化に関して、必要な指導及び助言を行うこと。  
この項に定めるもののほか、指導監査専門医の職務に関して必要な事項は別に定める。

### (服務等)

第6 指導監査専門医の服務その他の勤務条件に関しては、非常勤職員取扱要綱（昭和50年4月1日人第2号）によるものとし、勤務日数は予算の範囲内で別に定める。

### (報酬等)

第7 指導監査専門医の報酬及び費用弁償等は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年埼玉県条例第31号）に基づき、予算の範囲内で支給するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年2月5日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。